

資料 3－2

特定有害廃棄物等の範囲、再生利用等事業者等の認定制度等に関する検討会 設置要綱

1. 目的

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約の国内担保法として、平成4年に特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。）が制定された。それから約25年が経過し、近年、循環資源の国際取引の増大に伴い、輸出・輸入ともに増加している。こうした中、輸出では、雑品スクラップの不適正輸出や輸出先国からの不法取引との通報（シップバック要請）の増加や、使用済鉛蓄電池等の輸出先での環境上不適正な取扱い事案が発生している。また、輸入では、廃電子基板等の有用な金属を含む循環資源について欧州連合等との国際的な資源獲得競争が激化している中、輸入規制による競争上の不利な事業環境を解消すべきとの要望が事業者からあるなど、様々な事象・ニーズが顕在化してきた。

こうした状況を受け、平成29年1月、中央環境審議会循環型社会部会特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会有害廃棄物等越境移動ワーキンググループ合同会議において、バーゼル法の規制の在り方に関する報告書（以下「合同会議報告書」という。）が取りまとめられた。その後、合同会議報告書の内容を踏まえた改正バーゼル法が、平成29年6月に成立し、公布された。

本検討会は、合同会議報告書及び改正バーゼル法を踏まえ、今後、省令等において規定すべき特定有害廃棄物等の範囲や再生利用等事業者等の認定制度等に係る事項に関して技術的な検討を行うことを目的とする。

2. 委員構成等

別紙のとおり。

3. 事務局等

経済産業省産業技術環境局環境指導室、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課及び環境省と契約を締結した請負事業者を事務局とし、3者がその庶務を行う。

4. 検討スケジュール

特定有害廃棄物等の範囲、再生利用等事業者等の認定制度等に係る事項について、平成29年末までの取りまとめを目指し、数回程度開催する。

「特定有害廃棄物等の範囲、再生利用等事業者等の認定制度等に関する検討会」
委員名簿

(敬称略、委員及びオブザーバーは五十音順)

○座長

小島 道一 日本貿易振興機構アジア経済研究所 上席主任調査研究員

○委員

小口 正弘 国立研究開発法人国立環境研究所
資源循環・廃棄物研究センター 主任研究員

白鳥 寿一 東北大学大学院 環境科学研究科 教授

寺園 淳 国立研究開発法人国立環境研究所
資源循環・廃棄物研究センター 副センター長

村上 進亮 東京大学大学院 工学系研究科 准教授

○オブザーバー

出利葉 知郎 阪和興業株式会社 取締役執行役員

清水 隆 日本鉱業協会 理事

乗田 佐喜夫 (一社)日本鉄リサイクル工業会 専務理事

福田 隆 非鉄金属リサイクル全国連合会 リサイクル環境推進部会代表

森谷 賢 (公社)全国産業廃棄物連合会 専務理事